

2 津別町地域福祉計画策定委員会委員名簿

(1) 委員名簿

	委員氏名	所 属	備 考
◎	相 澤 誠	津別病院	
○	中 山 静 男 (大場 建男)	津別町民生委員・児童委員協議会	H29.12 から (H29.11 まで)
	山 内 浩 子	津別町社会福祉協議会	
	中 島 浩 一	津別町社会福祉協議会	
	垣 内 孝 仁 (可児 幹博)	津別町校長会	H29.4 から (H29.3 まで)
	樫 実紀雄	津別町子ども育成連絡協議会	
	銭 谷 まり子	津別町自治会連合会	
	星 屋 好 春	津別町老人クラブ連合会	
	金 一 和 美	津別町農業協同組合	
	佐 藤 小夜子	津別町商工会女性部	
	白 鳥 幸	NPO法人津別町手をつなぐ育成会	
	小 林 京 子	NPO法人北海道でてこいランド	
	増 田 好 子	介護事業者・(株) ほんのぼの	

◎ : 委員長 ○ : 副委員長

(2) アドバイザー

野 村 恭 代 氏 (大阪市立大学大学院生活科学研究科准教授)

(3) 事務局

担 当 部 署	氏 名	備 考
町保健福祉課長	小 野 淳 子	
町保健福祉課課長補佐	千 葉 誠	
町保健福祉課課長補佐	仁 部 真由美	
町保健福祉課福祉係長	青 柳 朋 幸	
町保健福祉課高齢者相談係長	丸 尾 美 佐	
町保健福祉課健康推進係長	向 平 亮 子	
町保健福祉課福祉係主事	河 野 優里奈	
町保健福祉課福祉係主事	岩 松 英 司	
町社会福祉協議会事務局長	山 田 英 孝	
町社会福祉協議会総務・在宅福祉係長	門 脇 隆 司	

3 地域福祉計画策定委員会経過

回	開催日	協議内容
第1回	平成29年2月23日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 策定委員会委員長・副委員長の選任 地域福祉計画・地域福祉実践計画の推進について
第2回	平成29年11月6日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画・地域福祉実践計画の推進について
第3回	平成30年3月13日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画・地域福祉実践計画の推進について
第4回	平成31年3月27日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画・地域福祉実践計画の推進について
第5回	平成31年4月23日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 第2期地域福祉計画・第5期地域福祉実践計画の策定について 基調講演「地域福祉計画と地域福祉実践計画の必要性」 講師 野村恭代氏(大阪市立大学准教授) 住民アンケートの取り組み
第6回	令和元年10月8日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 第2期地域福祉計画・第5期地域福祉実践計画の策定に向けて 住民アンケート結果の報告 自治会座談会の開催 今後のスケジュール
第7回	令和元年12月10日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 第2期地域福祉計画・第5期地域福祉実践計画の策定に向けて 自治会座談会の結果報告 重点項目をテーマにグループ討論
第8回	令和2年1月23日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 第2期地域福祉計画・第5期地域福祉実践計画の策定に向けて 計画素案の検討 パブリックコメントの実施
第9回	令和2年4月30日(木)	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面にて確認</p> <ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの回答について 第2期地域福祉計画・第5期地域福祉実践計画書の最終案について

4 パブリックコメントの実施結果

(1) 意見募集期間

令和2年1月30日（木）か3月1日（日）まで

(2) 意見の提出者数（件数）

1名（4件）

(3) 結果公表方法

津別町ホームページに公表するとともに、以下の場所において閲覧ができます。

①津別町役場ロビー ②津別町中央公民館 ③津別町多目的活動センター

※①は、町の開庁日の8時30分から17時15分まで

②③については、現在、閉館中

(4) 結果公表期間

令和2年5月12日（火）から6月11日（木）

(5) 意見の概要

No.	意見等の要旨	町の考え方	計画への反映
1	素案ということは、原案の前の案ということなので、今回、町民から出された意見は、策定委員会で協議し、修正するものは修正し、原案とされ、その後、議会と協議し、最終案とする理解で良いのか、又は、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例第2条に地域福祉計画を追加されたらよいかと思います。	策定委員会で議論し、案として提案したものです。 今回、パブリックコメントでいただいた意見を、策定委員会で協議し、計画書を策定するものです。 また、地域福祉計画は、社会福祉法第107条において、努力義務とされていること、地域福祉計画は、総合計画に位置付けられていることを考慮したものです。 ご意見として承ります。	今後の参考とさせていただきます。
2	P30 福祉に携わる人事育成 マンパワーの確保（医療、福祉、保育）について記述はありませんが、各事業所で充足されているのでしょうか？民間事業者の実態はどうなっています。現状分析必要ではないか 令和元年度町政方針の「7福祉のまちづくり」の中で、「津別町地域福祉計画（平成27年度～31年度）」に基づき、福祉サービス充実のための啓発や地域福祉に関わる諸団体と連携し施策を進めてまいり	ここでは、社会福祉施設等のマンパワーの確保についての掲載をしておりません。介護施設については、介護保険事業計画の中で、人材不足等については調査、計画について記載していく予定であります。 この福祉計画では現状分析等は掲載しませんが、ご指摘の通り現状と課題の中で盛り込んでいき、検討していることを追加していきます。 （第6次計画には、「福祉人材確保」	介護施設等の人材不足等の現状と検討していくことを盛り込んでいく。

	<p>ます。特に福祉人材の確保が困難な中、個々の事業所、団体の力だけではなく、行政、事業者、そして大学等が協働し合い、福祉人材確保に取り組んで参ります。と記述されているが、第2期地域福祉計画の中で取り組みされないのでしょうか。オホーツク管内高齢化率がNo.1の町として、一丁目一番地の重要施策と思います。例えば、東川町のような外国人労働者のマンパワーの確保、北見定住自立圏においての広域連携、町独自の人材育成、確保対策など具体的に検討し地域福祉計画に盛り込むべきと思います。(第6次総合計画に記述されていますか)</p>	<p>という文言での記載はありませんが、施策「支え合い、安心して住み続けられる地域づくり」の中で、人材の確保や育成が大きな課題と取り上げ、「地域共生社会」のまちづくりとして各取組の掲載となっております。)</p>	
<p>3</p>	<p>P55～56 要援護者支援の記述についてですが、避難行動要支援者対策については、平成25年6月の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がされるよう、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること ② 避難行動要支援者本人の同意を得て、又は条例の定めるところにより本人の同意を得ずに平時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること ③ 現に災害が発生、又は発生の恐れが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること ④ 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えい防止のために様々な措置を講ずること <p>などが定められ、平成26年4月1日に施行されました。</p>	<p>現在、登録には、要件に該当する者としてご案内していますが、要件から漏れている方の登録者がいるのも現実です。ですが、そこで登録後の状況の変化もつかみ切れていないのが現状です。</p> <p>名簿については、登録を希望されている方の意思も尊重しながら、各自治会のご協力をいただき、現状把握に努め、実効性のある名簿に作り上げていきたいと考えております。</p> <p>現状と課題の中では、要支援者名簿については、自主防災組織だけではなく自治会の希望がある場合にも提供することになっておりますので、記載が不十分な個所の修正をさせていただきます。</p> <p>また、防災マップはご指摘の通り、要支援者マップとなりますので、文言の修正を行います。</p>	<p>修正し、意見反映していく。</p>

	<p>内閣府では、避難行動要支援者名簿に関して市町村において留意すべき事項及び関連する参考となる事項について、平成25年8月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（以下「取組指針」という。）を示されたところですが、市町村がその取組を進めるに当たり参考となるよう、平成29年3月内閣府（防災担当）において事例集を作成されていますので、この内容を再度熟読され、要援護者（要避難支援者）と位置づけされているのであれば、よろしいと思いますが、違うのであれば、計画の文言を整理いただきたい。防災マップの文言は、要援護者（要支援者）マップと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>いずれにしても、津別町避難行動要支援者マニュアル（平成31年3月）との整合性を図る必要と思います。</p>		
4	<p>P56 災害ボランティアセンターの設置とありますが、災害が起きたら当然のことです。北海道内の大災害においても設置立ち遅れが言われています。</p> <p>災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの策定は、既に終わっていますか、終わっていないければ、マニュアルの策定を実践計画に記述された方がよいかと思えます。</p>	<p>北海道社会福祉協議会と津別町社会福祉協議会が締結した「災害救援活動の支援に関する協定」には、平常時の取組みとして災害ボランティアセンター等のマニュアル整備や災害時備品機材の確保なども盛り込まれていますが、計画書にはマニュアル整備など具体的表記が分かりやすいので盛り込んでいきます。</p>	<p>計画案に意見反映する。</p>